

生徒心得

(1) 礼 儀

1. お互いに明るくすすんで挨拶をかわすこと。
2. 相手の気持ちを尊重し、自分の言葉や行動には責任を持つこと。

(2) 登校・下校

1. 必ず身分証明書と生徒手帳を携帯すること。
2. 時間に余裕をもって登校し、遅刻をしないこと。
3. 登下校中は交通規則を守ること。
4. 授業終了まで、外出はしないこと。
5. 原付・自動二輪・自動車等での登下校はしないこと。やむを得ず保護者に送迎してもらう場合には、担任を通して生活指導部へ連絡すること。
6. 部活動や許可を得ている生徒以外は、午後5時の下校時刻を守ること。

(3) 校内生活

1. 上ばき、下ばきの区別をきちんと守るこ

- と。上ばきは学校指定のものを履くこと。
2. ロッカーには鍵をかけ、ロッカー内は汚さずに整頓しておくこと。
 3. 校内では許可なくスピーカー等を使用する楽器類の練習や演奏はしないこと。
 4. 掲示物は、担任・顧問を通して生活指導部の許可を受けてから、所定の場所に掲示すること。
 5. 印刷物の配布や、金品の募集、署名運動なども上記4と同様、担任・顧問を通して生活指導部の許可を受けること。
 6. 施設・校具を破損した場合には、直ちに担任または顧問に届け、職員室に備えられた所定の用紙に記入し、関係教員の認印を得て生活指導部に届け出て、原則として弁償すること。
 7. 物品を遺失あるいは拾得した場合には、直ちに生活指導部に届けること。
 8. 監督の教員がいないときは、いかなる火気の使用も、絶対にしないこと。
 9. 学校の内外を問わず、飲酒、喫煙、その他非行に類する行為や、他人や本校の名誉を毀損する投稿をSNS等に行わないこと。

(4) 所持品

1. 所持品には必ず記名し，学習上必要なものの以外は持ってこないこと。
2. 貴重品は必ず身につけておくこと。必要以上に金銭などを持ってこないこと。

(5) 服装・頭髪規定

1. 通学時，および校外教育活動では，本校所定の制服を着用し，常に高校生としての品位を保つよう心がけること。
2. 制服

学校指定の制服を着用すること。

(注) 制服規定店

学生服専門店田中屋

042-624-1275

制服指定業者によるアフターケアは業者が学校に出張してきて行う。追加注文などもここで受け付ける。

(注) 体育館履・上履指定店

スポーツボックス 042-666-2525

3. 原則として以下のように，制服着用期間を守ること。

冬服 10月1日～5月31日

夏服 6月1日～9月30日

但し、併用期間を別に設ける。

※夏服期間に限り学校指定のポロシャツ着用を可とする。ただし、あくまでも略装であり、学校が正装の必要を認めた場合は正装すること。

4. 必要に応じて、セーター・ベスト・カーディガンの着用をしてもよい（無地：紺・黒・グレー・白・茶・ベージュのVネック）。ただし、式典及び学校行事等、学校が統一の必要を認めた場合は、紺・黒・グレーのみが着用可となる。また、冬服着用期間は通学時には上着を必ず着用すること。
5. 式典及び学校行事等、学校が統一の必要を認めた場合は、スラックスまたは正スカート、及びネクタイまたはリボンを着用すること。
6. 変形した制服を着用しないこと。
7. コート・ジャンパー・上着の色は紺・黒・グレー・白・茶・ベージュとする。
8. コートを着用する場合は通学時のみとし、校舎内では着用しないこと。
9. やむを得ない理由で制服が着用できない場合は、保護者から担任に連絡し、生活指

導部の許可を受けること。

10. ピアスなどのアクセサリー、化粧などはしないこと。
11. 頭髪は常に清潔にすること。パーマ・染毛・脱色・つけ毛など不必要な加工はしないこと。

(6) 自転車通学

1. 自転車で通学する必要のある生徒は、「自転車損害賠償保険等」に加入し保護者と連名で所定の願（自転車通学願）を届け出て、学校の許可を受けること。
2. 許可された者は生活指導部から配布されたシールを自転車の後部に貼ること。
3. 生活指導部で指定した駐輪場に置くこと。

(7) ゴミの分別について

1. できるだけゴミを出さないような生活を心がけること。
2. 快適に過ごすため、ゴミを捨てる際は分別を徹底すること。

分別基準は各ゴミ箱設置場所に示してある。

(8) 携帯電話・スマートフォン等

1. 授業中・行事中は許可された場合を除き、絶対に使用しないこと。
2. 定期考査時は電源を切りバッグ等へ入れること。

3. 携帯サイトやインターネットにおいて他人の誹謗中傷をしないこと。

4. SNS等で個人情報をもやみに公表しないこと。

(9) 施設・校具の使用

1. 施設、校具の使用には責任を持ち、関係教職員の許可を得ること。返納の時はその旨を報告すること。

(10) 早朝・居残り規定

早朝 7：30～8：20

居残り 活動18：30まで 最終下校19：00
(ただし、文化・スポーツ等特別推薦実施部は、活動19：00まで最終下校19：30)

定期考査前1週間と定期考査中は、活動することはできない。ただし、公式大会の1週間前のみ17：00までを限度に活動することができる。

(11) 休日登校規定

1. 休日に登校しようとする者は、事前に顧問・関係教員の承諾を得ること。

2. 休日の活動時間は、原則として顧問・関係教員の直接監督が必要である。

3. 特別教室およびこれに関する教具類は、
教員の直接監督のもと使用すること。
4. 長期の休業中の登校については、別に定める。

(12) 運転免許証等

＊以下のオートバイには原付も含む。

1. 原則として運転免許証は取得しないこと。
2. やむを得ない場合の免許証の取得については、保護者の承諾のもとで学校に届出を行うこと。オートバイ・自動車等の所持の場合も同様とする。
3. 制服でオートバイ・自動車等を運転しないこと。
4. 交通事故を起こした場合は被害者・加害者にかかわらず、すぐ、警察に連絡し、交通事故届を学校に提出すること。徒歩・自転車・その他の場合も同様である。

(13) アルバイト

原則としてアルバイトはしないこと。

14) 諸 届

1. 生徒より

種 別	様式	用紙備付 場 所	届 出 先
紛失・拾得物届	所定	職員室	受けた教員→生活指導部
交通事故届			担任→生活指導部
破損届			担任・顧問→生活指導部→経営企画室
公欠願			担任・顧問→教務部→教科担当
外出許可願			担任・顧問→生活指導部
早退許可願			担任・顧問

2. 保護者より

種 別	様式	用紙備付 場 所	届 出 先
欠席・遅刻 ・早退・見学	生徒手帳		担任宛
忌引届・出停届	所定	職員室	担任を通じて教務部・保健部宛
自転車通学願			担任を通して生活指導部宛
アルバイト届			
運転免許証取得届		経営企画室	経営企画室宛
証明書発行申請書			担任に確認後、経営企画室宛
住所変更届			
通学区間変更願			
生徒氏名変更届			
保護者氏名変更届			
生徒証明書再発行願			
旅客運賃学生 割引証申請書			
休学転退学復学願			

3. 遅刻・欠席

- ① 当日の欠席・遅刻の場合は、午前8時30分までに保護者を通じてスタディサプ[®]リに入力すること。

見学・早退は生徒手帳に記入後、担任に提出すること。

- ② 忌引きの日数は、次の基準による。

父・母（7日間）

祖父母・兄弟姉妹（3日間）

伯叔父母・甥・姪（1日間）

従兄弟・従姉妹（1日間）

曾祖父母（1日間）

なお、葬儀のために遠隔地に旅行する必要がある場合には、実際に要する往復日数を加算することができる。